

令和5年3月31日
一般社団法人 海洋水産システム協会

鋼製漁船構造基準の改正について

1. 改正経緯

2022年3月8日、『1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定（以下ケープタウン協定）』の締結について国会の承認を求めるの件（決定）」が閣議決定され、国会での審議を通過し、2023年3月10日、各省令等、関係法令の改正に至りました。この間、当会では鋼製漁船構造基準改正に係る検討会を立ち上げ、ケープタウン協定の要件を担保するための検討を行い、関係各位のご助力を経て改正に至りました。

2. 改正内容

主とした改正内容は、ケープタウン協定の要件を担保するための改正です（「ケープタウン協定適用船」として規定を追加しております）。なお、ケープタウン協定適用船に係る基準については、関係省令と同様に「ケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から適用」となります。

また、参照している法令名称、規格名称等、現行の漁船建造の実情に即さない個所について、併せて改正しております。

以上

鋼製漁船構造基準 新旧対照表

2023年3月

一般社団法人海洋水産システム協会

赤字: ケープタウン協定に係る改正

青字: その他の改正

改正後	現行	備考
<p>第1章 106-2 ケープタウン協定適用船</p> <p>ケープタウン協定適用船</p> <p>106-2 ケープタウン協定適用船とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号又は第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。)であつて、国際総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第一項の国際総トン数をいう。)三百トン以上のものをいう。</p>		<p>ケープタウン協定適用船の定義を新設</p>
<p>第1章 107 適用</p> <p>4 この基準は下記事項については、船舶安全法施行規則第1条第2項第2号から第4号までに掲げる船舶でLが24以上のもの(同項第4号に掲げる船舶にあつては、国際航海に従事するものに限る。)には適用せず、当該船舶を近海区域を航行区域とする船舶とみなして、鋼船構造規程 船舶構造規則の規定を適用する。</p> <p>(1) 倉口、機関室口及びカウル形通風筒の縁材高さ、並びに機関室囲壁及び出入口敷居の高さ</p> <p>(2) カウル形通風筒の挿入部の長さ</p> <p>(3) 空気管開口の暴露甲板上的高さ</p> <p>5 船舶構造規則または日本海事協会の鋼船規則の準用</p> <p>(1) 次に掲げる船舶の第2章から第14章にかかる事項につ</p>	<p>第1章 107 適用</p> <p>4 この基準は下記事項については、船舶安全法施行規則第1条第2項第2号から第4号までに掲げる船舶でLが24以上のもの(同項第4号に掲げる船舶にあつては、国際航海に従事するものに限る。)には適用せず、当該船舶を近海区域を航行区域とする船舶とみなして、鋼船構造規程の規定を適用する。</p> <p>(1) 倉口、機関室口及びカウル形通風筒の縁材高さ、並びに機関室囲壁及び出入口敷居の高さ</p> <p>(2) カウル形通風筒の挿入部の長さ</p> <p>(3) 空気管開口の暴露甲板上的高さ</p> <p>5 日本海事協会の鋼船規則の準用</p>	<p>法令名称の改正</p>

改正後	現行	備考
<p>いては、船舶構造規則または日本海事協会の鋼船規則によることができる。</p> <p>(a) 船楼甲板(部分甲板を含む)を強力甲板として取扱う船舶</p> <p>(b) 二層以上の甲板を有する船舶であって、最上層の甲板を上甲板、かつ、強力甲板として取扱う船舶</p> <p>(2) 二重底構造を、縦式構造とする場合は第5章は船舶構造規則または日本海事協会の鋼船規則によることができる。ただし、実体肋板の心距は4肋骨心距を超えてはならない。</p> <p>(3) 甲板構造を縦式構造とする場合は、縦通梁、縦通梁を支持する特設横梁及び特設横梁を支持する横肋骨は、船舶構造規則または日本海事協会の鋼船規則によることができる。</p> <p>6 特殊の形状・用途その他の理由によりこの基準によりがたい場合は、その構造につき特別の考慮を払わなければならない。</p>	<p>(1) 次に掲げる船舶の第2章から第14章にかかる事項については、日本海事協会の鋼船規則によることができる。</p> <p>(a) 船楼甲板(部分甲板を含む)を強力甲板として取扱う船舶</p> <p>(b) 二層以上の甲板を有する船舶であって、最上層の甲板を上甲板、かつ、強力甲板として取扱う船舶</p> <p>(2) 二重底構造を、縦式構造とする場合は第5章は日本海事協会の鋼船規則によることができる。ただし、実体肋板の心距は4肋骨心距を超えてはならない。</p> <p>(3) 甲板構造を縦式構造とする場合は、縦通梁、縦通梁を支持する特設横梁及び特設横梁を支持する横肋骨は、日本海事協会の鋼船規則によることができる。</p> <p>6 特殊の形状・用途その他の理由によりこの基準によりがたい場合は、その構造につき特別の考慮を払わなければならない。</p>	
<p>7 ケープタウン協定適用船に係る基準については、1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から適用する。なお、経過措置については、漁船特殊規程の一部を改正する省令(令和5年農林水産・国土交通省令第2号)附則第2条によること。</p>		<p>ケープタウン協定適用船に係る基準の適用日、経過措置について新設</p>

改正後	現行	備考
<p>第1章 110 圧延鋼材</p> <p>110 平鋼・形鋼・棒鋼及び厚さ13mm未満の鋼板は、日本工業規格「一般構造用圧延鋼材 SS 41」の規格に適合するものでなければならない。ただし、Lが30以上60未満の船の外板・上甲板に用いる厚さ9mm以上の鋼板及びLが60以上の船に用いる鋼板の燐及び硫黄の含有量は、0.050%以下としなければならない。軟鋼材については、船舶構造規則「船体及び排水設備の材料の要件を定める告示」第二条第一項第一号に適合するものでなければならない。</p> <p>2 厚さ13mm以上の鋼板は、日本工業規格「溶接構造用圧延鋼材 SM41A」の規格に適合するものでなければならない。ただし、厚さ19mmを超える鋼板は SM41Bとする。</p> <p>3 2 前項の規定にかかわらず、梁柱その他の抗張力を重要としない部分に使用する圧延鋼材については、引張試験を省略することができる。</p> <p>4 3 冷凍倉等に使用する鋼材については、その温度に対応して、低温特性を有する鋼材を使用しなければならない。</p> <p>4 高張力鋼を使用する場合は、船舶構造規則「船体及び排水設備の材料の要件を定める告示」第二条第一項第二号に適合するものでなければならない。</p> <p>5 鋼材の使用区分は、船舶構造規則「船体及び排水設備の材料の要件を定める告示」第三条に定めるところによる。</p>	<p>第1章 110 圧延鋼材</p> <p>110 平鋼・形鋼・棒鋼及び厚さ13mm未満の鋼板は、日本工業規格「一般構造用圧延鋼材 SS 41」の規格に適合するものでなければならない。ただし、Lが30以上60未満の船の外板・上甲板に用いる厚さ9mm以上の鋼板及びLが60以上の船に用いる鋼板の燐及び硫黄の含有量は、0.050%以下としなければならない。</p> <p>2 厚さ13mm以上の鋼板は、日本工業規格「溶接構造用圧延鋼材 SM41A」の規格に適合するものでなければならない。ただし、厚さ19mmを超える鋼板は SM41Bとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、梁柱その他の抗張力を重要としない部分に使用する圧延鋼材については、引張試験を省略することができる。</p> <p>4 冷凍倉等に使用する鋼材については、その温度に対応して、低温特性を有する鋼材を使用しなければならない。</p>	<p>船舶構造規則に合わせた改正 (高張力鋼の規定を新設) (鋼材の使用区分を明記)</p>

改正後	現行	備考
<p>第1章 111 鍛鋼材</p> <p>111 フォールスキール・船首材・船尾材・舵頭材・舵針及び舵心材に使用する鍛鋼材は、日本産業規格「炭素鋼鍛鋼品 SF45 440」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものでなければならない。</p> <p>又、溶接されるものにあつては、炭素の含有量が 0.23%以下でなければならない。</p>	<p>第1章 111 鍛鋼材</p> <p>111 フォールスキール・船首材・船尾材・舵頭材・舵針及び舵心材に使用する鍛鋼材は、日本工業規格「炭素鋼鍛鋼品 SF45」の規格に適合するものでなければならない。</p>	<p>規格名称の改正 船舶構造規則に合わせた改正</p>
<p>第1章 112 鋳鋼材</p> <p>112 船首材・船尾材・舵頭材・舵針・舵心材及びシャフトブラケットに使用する鋳鋼材は、日本産業規格「炭素鋼鋳鋼品 SC42 溶接構造用鋳鋼品 SCW410」の規格に適合したもの又は同等以上の効力を有するものでなければならない。ただし、溶接されない鋳鋼材にあつては、日本産業規格「炭素鋼鋳鋼品 SC410」の規格に適合したもの又は同等以上の効力を有するものとする事ができる。かつ、次の各号に掲げる試験に合格したものでなければならない。ただし、落下試験を行なった場合に変形のおそれがあると認められるものは、落下試験を省略することができる。</p> <p>(1) 落下試験 一材で鋳造した船尾材にあつては、その一端を支点とし他端を地面と 45° の角度をなすまで掲げてから落した場において、その他の鋳鋼材にあつては、その形状、又は重量に応じて 2m から 3m までの高さから硬質の地面に落した場合において、これらに裂け、きずその他の欠陥を生じてはならない。</p> <p>(2) つち打ち試験 鋳鋼材をつるし、その重量に応じて 3kg から</p>	<p>第1章 112 鋳鋼材</p> <p>112 船首材・船尾材・舵頭材・舵針・舵心材及びシャフトブラケットに使用する鋳鋼材は、日本工業規格「炭素鋼鋳鋼品 SC42」の規格に適合し、かつ、次の各号に掲げる試験に合格したものでなければならない。ただし、落下試験を行なった場合に变形のおそれがあると認められるものは、落下試験を省略することができる。</p> <p>(1) 落下試験 一材で鋳造した船尾材にあつては、その一端を支点とし他端を地面と 45° の角度をなすまで掲げてから落した場合において、その他の鋳鋼材にあつては、その形状、又は重量に応じて 2m から 3m までの高さから硬質の地面に落した場合において、これらに裂け、きずその他の欠陥を生じてはならない。</p> <p>(2) つち打ち試験 鋳鋼材をつるし、その重量に応じて 3kg から 7kg までの重量のつちによりその表面を打った場合において、有害な裂け、きず・鋳巣その他の欠陥を生じてはならない。</p>	<p>規格名称の改正 船舶構造規則に合わせた改正 (落下試験及びつち打ち試験は、船舶構造規則及び NK 鋼船規則でも要求されていないことから削除)</p>

改正後	現行	備考
<p>7kg までの重量のつちによりその表面を打った場合において、有害な裂け、きず・錆巣その他の欠陥を生じてはならない。</p>		
<p>第1章 118-2 水密試験</p>	<p>第1章 118-2 水密試験</p>	
<p>ホース内の水圧力 2kg/cm² 0.2MPa 以上</p>	<p>ホース内の水圧力 2kg/cm²以上</p>	<p>SI 単位系採用により改正</p>
<p>第1章 119 塗装及び防食</p>	<p>第1章 119 塗装及び防食</p>	
<p>8 ケープタウン協定適用船の機関区域、調理室、揚貨装置の設置場所、魚類取り扱い場所等の作業場所の甲板並びにはしごの下部及び上部並びに戸の前方の甲板の表面には、滑り止めを考慮した塗装を施さなければならない。</p>		<p>ケープタウン協定第六章 第一規則 (4) 及び第六章 第四規則による改正</p>
<p>第5章 510 構造</p>	<p>第5章 510 構造</p>	
<p>2 水密肋板の厚さは前項によるほか に規定される実態肋板の寸法によるほか、1112 の規定による。</p>	<p>2 水密肋板の厚さは前項によるほか 1112 の規定による。</p>	<p>船舶構造規則に合わせた改正</p>
<p>第5章 511 防撓構造</p>	<p>第5章 511 防撓構造</p>	
<p>3 中心線析板の深さが 900mm を超える場で今は、水密肋板に 900mm 以内の心距で表 507 による堅防撓材を設けなければならない。 水密肋板の堅防撓材の寸法は前1項に規定される実態肋板の堅防撓材の寸法によるほか、1113 の規定による。</p>	<p>3 中心線析板の深さが 900mm を超える場で今は、水密肋板に 900 mm 以内の心距で表 507 による堅防撓材を設けなければならない。</p>	<p>船舶構造規則に合わせた改正</p>
<p>第6章 601 標準肋骨心距</p>	<p>第6章 601 標準肋骨心距</p>	
<p>601 肋骨の心距は表 601 に掲げるものを標準とする。ただし、船首尾倉内では同表に掲げるものの及び 610mm のうち小さいものを超えてはならない。</p> <p>2 船首尾倉内では同表に掲げるもの及び 610mm のうち小さいものを超えてはならない。ただし、当該部の横防撓性に十分な配慮が払われている場合はこの限りではないが、いかなる場合も 610mm を超えてはならない。</p>	<p>601 肋骨の心距は表 601 に掲げるものを標準とする。ただし、船首尾倉内では同表に掲げるものの及び 610mm のうち小さいものを超えてはならない。</p>	<p>船舶構造規則に合わせた改正</p>

改正後	現行	備考
<p>第 11 章 1101 水密隔壁の配置</p> <p>1101(1) 船首には、計画満載吃水線上で船首材の前面から L の 5% より大きく、かつ、なるべく L の 5% に 3.1m を加えたものより小さい箇所に、船首隔壁を設けなければならない。</p> <p>但し、球状船首を有する船舶の場合は、次に掲げる位置のうち船首垂線からの距離が最小となる位置から測るものとする。</p> <p>①船首垂線から前方にある部分の前端までの間の中央の位置</p> <p>②船首垂線から前方に L の 1.5 % の位置</p>	<p>第 11 章 1101 水密隔壁の配置</p> <p>1101 船首には、計画満載吃水線上で船首材の前面から L の 5% より大きく、かつ、なるべく L の 5% に 3.1m を加えたものより小さい箇所に、船首隔壁を設けなければならない。</p>	<p>球状船首を有する船舶の船首隔壁の位置を新たに規定</p>
<p>(2) ケープタウン協定適用船にあつては、船首垂線の位置を基点とし、基点から船尾に向かって 2m 未満の距離に船首隔壁を設けてはならない。この場合において、船首垂線とは、最小の型深さの八十五パーセントの位置における計画喫水線に平行な喫水線の全長の九十六パーセント又はその喫水線上の船首材の前端からだ頭材の中心までの距離のうちいずれか大きいものの長さ(以下「Lf」で示す。)の前端における垂線をいう。</p> <p>(3) ケープタウン協定適用船であつて国際総トン数 950 トン以上の漁船にあつては、(1)に係わらず、船首垂線の位置を基点とし、基点から船尾に向かって Lf の 5% 以上 8% 以下の位置に、船首隔壁を設けなければならない。</p> <p>(4) (2)及び(3)において、球状船首を設ける場合等、船体のいずれかの水中部分が船首垂線の前方にある場合にあつては、その船首垂線の前方にある部分の中央にある点又は船首垂線から前方に測って Lf の 1.5% にある点のうちいずれか最小となる位置を基点とすること。</p>		<p>ケープタウン協定第二章 第一規則 構造(3)による改正</p>

改正後	現行	備考
<p>3 船尾には、適当な位置に船尾隔壁を設けなければならない。船尾管は、船尾隔壁、又は、その他の適当な構造により、他の部分と隔離した水密区画に置かなければならない。ただし、Lが30以上の船の船尾管を取り付ける隔壁は船尾材のボス後面から601に定める標準肋骨心距の3.5倍を超える位置に設けなければならない。</p>	<p>3 船尾には、適当な位置に船尾隔壁を設けなければならない。船尾管は、船尾隔壁、又は、その他の適当な構造により、他の部分と隔離した水密区画に置かなければならない。ただし、Lが30以上の船の船尾管を取り付ける隔壁は船尾材のボス後面から601に定める標準肋骨心距の3.5倍を超える位置に設けなければならない。</p>	<p>船舶構造規則に合わせた改正</p>
<p>第11章 1107 水密戸</p> <p>2 ケープタウン協定適用船であって国際総トン数950トン以上の漁船の水密隔壁に設ける水密戸は、スベリ戸としなければならない。スベリ戸は船が横に15度傾斜した状態においても上甲板上の常に接近することができる場所から閉鎖することができ、かつ、操作場所に戸の開閉を表示する装置が設けられているものであること。さらに、隔壁の両側から開閉ができる構造であること。</p> <p>3 ケープタウン協定適用船であって国際総トン数950トン未満の漁船の水密隔壁に設ける水密戸はヒンジ戸型とすることができるが、水密戸の両側から局部閉鎖できるものとし、海上において通常閉鎖しておくかなければならない。水密戸の両側には海上において閉鎖しておくことを明記する表示を取付けなければならない。</p> <p>42 倉内に設ける水密戸はスベリ戸としなければならない。水密スベリ戸の開閉装置は常にこれに接近できる場所に設け、これを上甲板から操作できる構造とし、かつ、その操作位置にはなるべく戸の開閉を指示する装置を設けなければならない。水密スベリ戸の開閉軸はなるべく直接配置とし、また、その軸の螺旋部に用いるナットは黄銅製としなければならない。</p> <p>53 甲板間の隔壁に設ける水密戸は蝶番戸とすることができる。この水密戸の蝶番の軸針は黄銅製としなければならない。</p>	<p>第11章 1107 水密戸</p> <p>2 倉内に設ける水密戸はスベリ戸としなければならない。水密スベリ戸の開閉装置は常にこれに接近できる場所に設け、これを上甲板上から操作できる構造とし、かつ、その操作位置にはなるべく戸の開閉を指示する装置を設けなければならない。水密スベリ戸の開閉軸はなるべく直接配置とし、また、その軸の螺旋部に用いるナットは黄銅製としなければならない。</p> <p>3 甲板間の隔壁に設ける水密戸は蝶番戸とすることができる。この水密戸の蝶番の軸針は黄銅製としなければならない。</p>	<p>ケープタウン協定第二章 第二規則 水密扉(3), (4), (5), (6)による改正</p> <p>ケープタウン協定第二章 第二規則 水密扉(2)による改正</p>

改正後	現行	備考
<p>第 13 章 1306 船楼端部の補強</p> <p>1306 補強を要する船楼端部の肋骨・梁・梁柱・甲板下縦桁・外板・甲板・ブルワーク板の補強は、それぞれの章に定める所による。</p>	<p>第 13 章 1306 船楼端部の補強</p> <p>1306 補強を要する船楼端部の肋骨・梁・梁柱・甲板下縦桁・外板・甲板・舷墙板の補強は、それぞれの章に定める所による。</p>	<p>一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)</p>
<p>第 15 章 1501 倉口縁材の高さ</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、ケープタウン協定適用船については、倉口縁材の甲板上の高さは上甲板上にあっては 600mm 以上、上甲板より上方の船楼甲板上にあっては 300mm 以上としなければならない。ただし、特殊な水密装置を有する倉口では、その高さを減ずるか、又は、甲板上面と平直にすることができる。</p>	<p>第 15 章 1501 倉口縁材の高さ</p>	<p>ケープタウン協定第二章 第五規則 (1) 及び第六規則 (1) による改正</p>
<p>第 15 章 1504 倉口蓋</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、ケープタウン協定適用船の倉口蓋の強度は、その上に積載しようとする貨物の重量又は次に定める静的荷重のうちいずれか大きい方の荷重を受ける仮定として計算すること。</p> <p>(a) 長さ(Lf) 24 メートルの船舶については、1 平方メートル当たり 10 キロニュートン</p> <p>(b) 長さ(Lf) 100 メートル以上の船舶については、1 平方メートル当たり 17 キロニュートン</p> <p>(c) 中間の長さの船舶については、一次補間法によって荷重値を決定すること。船首垂線から 0.25Lf の位置よりも後方にある船楼甲板上の倉口蓋については、(a) 及び (b) に定める値の 75 パーセント以上として荷重を減ずることができる。</p> <p>6 ケープタウン協定適用船の倉口蓋が軟鋼製である場合には、前項の規定に基づいて計算された最大応力に 4.25 を乗じて得られる値は、材料の最小の極限強さを超えてはならない。また、想定荷</p>	<p>第 15 章 1504 倉口蓋</p>	<p>ケープタウン協定第二章 第六規則 (2)(3)(4) による改正</p>

改正後	現行	備考
<p>重における撓みは、支点間の 0.0028 倍以下とする。</p> <p>7 ケープタウン協定適用船の軟鋼製以外の倉口蓋は、軟鋼製のものと同様以上の部材強度を持たせることとし、5 項に定める荷重の下で風雨密を確保するために十分な剛性がある構造とすること。</p>		
<p>第 15 章 1504-2 倉口の特例</p> <p>1504-2 ケープタウン協定適用船であって、操業中に開口状態が維持されることとなる暴露部に設置される甲板開口については、通常、船舶の中心線付近に配置する。ただし、安全を阻害するおそれがないと認める場合には、異なる配置を認めることができる。</p> <p>2 ケープタウン協定適用船であってトロール漁船に設ける漁獲用フラップハッチは、開閉操作に支障がない位置に設けるとともに、動力により開閉できるものであること。</p>		<p>ケープタウン協定第二章 第三規則 (1), (2)による改正</p>
<p>第 15 章 1506 暴露部に設ける機関室口囲壁</p> <p>1506 暴露する上甲板及び船楼甲板にある機関室口は、鋼製囲壁及び頂板で蔽囲しなければならない。</p> <p>2 前項の囲壁の高さは表 1504 に、縁材の高さは表 1505 に、囲壁及び縁材の厚さは表 1506 に、また囲壁の防撓材の寸法は表 1507 による。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらずケープタウン協定適用船の機関室口縁材の高さは、上甲板上にあっては 600mm 以上、上甲板より上方の船楼甲板上にあっては、300mm 以上としなければならない。</p> <p>4 囲壁の高さは、特別の場合を除き、ブルワークの高さより低くしてはならない。</p> <p>5 囲壁の防撓材の寸法は、直接波浪を受けない部分では、適当に減ずることができる。</p>	<p>第 15 章 1506 暴露部に設ける機関室口囲壁</p> <p>1506 暴露する上甲板及び船楼甲板にある機関室口は、鋼製囲壁及び頂板で蔽囲しなければならない。</p> <p>2 前項の囲壁の高さは表 1504 に、縁材の高さは表 1505 に、囲壁及び縁材の厚さは表 1506 に、また囲壁の防撓材の寸法は表 1507 による。</p> <p>3 囲壁の高さは、特別の場合を除き、舷牆の高さより低くしてはならない。</p> <p>4 囲壁の防撓材の寸法は、直接波浪を受けない部分では、適当に減ずることができる。</p> <p>5 囲壁の前端壁が船楼の前端隔壁、又は、甲板室前端壁となる場合は、その部の構造は第 13 章に定める所による。</p>	<p>ケープタウン協定第二章 第四規則 (2)による改正</p> <p>一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)</p>

改正後	現行	備考
<p>6 囲壁の前端壁が船楼の前端隔壁，又は，甲板室前端壁となる場合は，その部の構造は第 13 章に定める所による。</p> <p>7 暴露する機関室口囲壁には戸口を設けてはならない。</p>	<p>6 暴露する機関室口囲壁には戸口を設けてはならない。</p>	
<p>第 15 章 1509 通則</p>	<p>第 15 章 1509 通則</p>	
<p>4 水密扉は，隔壁に常設的に取付けられるものであって，適切に防撓され，隔壁の両側から操作できるものであること。</p> <p>5 冷凍室の扉が両側から操作できないものであるときは，当該冷凍室に人が閉じ込められることを防ぐために適当な警報装置を備え付けられたものであること。</p> <p>6 甲板口の縁材の高さが 600mm 未満のものを有するケープタウン協定適用船には，人の転落を防止するため通常使用を予定される数の手すり，網等の保護装置を備えなければならない。ただし，開口の小さいフィッシュハッチ等にあつては，斟酌することができる。</p>		<p>ケープタウン協定第二章 第四規則 (1)による改正</p> <p>ケープタウン協定第二章 第四規則 (1)による改正</p> <p>ケープタウン協定第六章 第一規則 (2)による改正</p>
<p>第 15 章 1509-2 甲板口の特例</p>		
<p>1509-2 ケープタウン協定適用船の非常用の脱出口に設ける甲板口蓋には，カウンターウエイトを取り付け，容易に開閉できる構造とすること。</p> <p>2 ケープタウン協定適用船に設ける通行用の甲板口の内部の寸法は，600mm×600mm 以上とすること。</p> <p>3 ケープタウン協定適用船のハンドホールドはできる限り，脱出口の上部の甲板より高い位置に備える。</p>		<p>ケープタウン協定第六章 第二規則 (3)による改正</p>
<p>第 15 章 1510 昇降口室</p>	<p>第 15 章 1510 昇降口室</p>	
<p>1510 暴露する上甲板，又は，船楼甲板に設ける昇降口は，鋼甲板に固着した堅牢な鋼製昇降口室で蔽囲しなければならない。</p> <p>2 昇降口室の扉は堅牢で，かつ，その内外側から閉鎖定着でき</p>	<p>1510 暴露する上甲板，又は，船楼甲板に設ける昇降口は，鋼甲板に固着した堅牢な鋼製昇降口室で蔽囲しなければならない。</p> <p>2 昇降口室の扉は堅牢で，かつ，その内外側から閉鎖定着</p>	<p>ケープタウン協定第二章 第八規則 (2)による改正</p>

改正後	現行	備考
<p>るものとしなければならない。</p>	<p>できるものとしなければならない。</p>	
<p>第 15 章 1511 出入口の敷居縁材の高さ</p> <p>1511 船楼端壁・甲板室囲壁及び暴露部に設ける出入口に水密扉を設ける場合は、その敷居縁材の高さは表 1508 による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらずケーブルタウン協定適用船の昇降口縁材の高さは、上甲板上にあつては 600mm 以上、上甲板より上方の船楼甲板上にあつては、300mm 以上としなければならない。ただし、特殊な形状・用途によりこの基準よりがたい場合は、その縁材の高さは表 1508 まで減ずることができる。</p>	<p>第 15 章 1511 出入口の敷居の高さ</p> <p>1511 船楼端壁・甲板室囲壁及び暴露部に設ける出入口に水密扉を設ける場合は、その敷居の高さは表 1508 による。</p>	<p>ケーブルタウン協定第二章 第四規則 (2)による改正</p>
<p>第 15 章 1512 縁材</p>	<p>第 15 章 1512 縁材</p>	
<p>1512 カウル形通風筒の縁材の高さは表 1501 に定める倉口縁材の高さ以上とし、又、縁材の厚さは表 1509 による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらずケーブルタウン協定適用船であつて国際総トン数 950トン以上の漁船の通風筒の縁材の高さは、上甲板上にあつては 900mm 以上、上甲板より上方の船楼甲板上にあつては、760mm 以上としなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず前項以外のケーブルタウン協定適用船の通風筒の縁材の高さは、上甲板上にあつては 760mm 以上、上甲板より上方の船楼甲板上にあつては 450mm 以上としなければならない。</p>	<p>1512 カウル形通風筒の縁材の高さは表 1501 に定める倉口縁材の高さ以上とし、又、縁材の厚さは表 1509 による。</p>	<p>カウル形通風筒がほとんど使用されない実状から、通風筒全般に対する基準に改正</p> <p>協定第二章 第九規則 (1)</p>
<p>第 15 章 1513 下部の取付</p>	<p>第 15 章 1513 下部の取付</p>	
<p>1513 カウル形通風筒の縁材を取り付ける箇所には鋼板を張り縁材は鋼甲板に固着し、かつ、必要に応じて梁の間で、その鋼板甲板を防撓しなければならない。</p>	<p>1513 カウル形通風筒の縁材を取り付ける箇所には鋼板を張り、かつ、必要に応じて梁の間で、その鋼板を防撓しなければならない。</p>	<p>1512 に同じ</p>

改正後	現行	備考
第 15 章 1514 挿入部	第 15 章 1514 挿入部	
1514 カウル型通風筒の場合、通風筒のカウルは縁材の外面に密着させ、挿入部の長さは表 1509 による。	1514 通風筒のカウルは縁材の外面に密着させ、挿入部の長さは表 1509 による。	1512 に同じ
第 15 章 1515 閉鎖装置	第 15 章 1515 閉鎖装置	
1515 カウル形通風筒の縁材には、その開口を閉鎖するため、堅牢な木柱及び覆布を備えるか、又は、迅速かつ有効に取り付けることができる金属製の蓋を備えなければならない。通風筒には、十分に高い位置に設けられている場合を除き、常設の風雨密の閉鎖装置を設けなければならない。	1515 カウル形通風筒の縁材には、その開口を閉鎖するため、堅牢な木柱及び覆布を備えるか、又は、迅速かつ有効に取り付けることができる金属製の蓋を備えなければならない。	1512 に同じ
第 16 章 ブルワーク・舷側放水口及び丸窓 第 1 節 ブルワーク及び舷側放水口	第 16 章 舷牆・舷側放水口及び丸窓 第 1 節 舷牆及び舷側放水口	
第 16 章 1601 ブルワークの高さ	第 16 章 1601 舷牆の高さ	
1601 ブルワークの上甲板上の高さは 1.1m を超えてはならない。ただし、ブルワークの上部に十分な面積の無蓋開口を設ける場合はこの限りではない。	1601 舷牆の上甲板上の高さは 1.1m を超えてはならない。ただし、舷牆の上部に十分な面積の無蓋開口を設ける場合はこの限りではない。	一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)
第 16 章 1602 ブルワーク板	第 16 章 1602 舷牆板	
1602 上甲板のブルワーク板の厚さは、L が 25 以下の場合 3.2mm 以上、L が 25 を超え 40 以下の場合 4.5mm 以上、L が 40 を超える場合は 6mm 以上としなければならない。 2 漁具の当る部分ではブルワーク板の厚さを適当に増さなければならない。	1602 上甲板の舷牆板の厚さは、L が 25 以下の場合 3.2mm 以上、L が 25 を超え 40 以下の場合 4.5mm 以上、L が 40 を超える場合は 6mm 以上としなければならない。 2 漁具の当る部分では舷牆板の厚さを適当に増さなければならない。	一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)
第 16 章 1603 ブルワーク柱	第 16 章 1603 舷牆柱	
1603 上甲板のブルワークはその上縁を有効に防撓し、かつ、1.8m を超えない間隔でブルワーク柱を設け、その下端を梁上側板に堅牢に固着しなければならない。	1603 上甲板の舷牆はその上縁を有効に防撓し、かつ、1.8m を超えない間隔で舷牆柱を設け、その下端を梁上側板に堅牢に固着しなければならない。	一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)

改正後	現行	備考
2 漁具の当る場所のブルワーク柱の間隔は前項に定めるものより適当に減じなければならない。	2 漁具の当る場所の舷牆柱の間隔は前項に定めるものより適当に減じなければならない。	
第 16 章 1604 舷門等	第 16 章 1604 舷門等	
1604 舷門等を設けるためブルワークを中断する場合は、その両側に特に堅牢なブルワーク柱を設けなければならない。 2 係船孔の附近のブルワーク板は、その厚さを増すか、又は二重張りとしなければならない。	1604 舷門等を設けるため舷牆を中断する場合は、その両側に特に堅牢な舷牆柱を設けなければならない。 2 係船孔の附近の舷牆板は、その厚さを増すか、又は二重張りとしなければならない。	一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)
第 16 章 1605 強度の連続	第 16 章 1605 強度の連続	
1605 船楼端では強度の極端な不連続を生じないよう、ブルワークを適当に補強しなければならない。 2 ブルワークに設ける舷門及びその他の諸口は、船楼端からなるべく隔たった箇所に設けなければならない。	1605 船楼端では強度の極端な不連続を生じないよう、舷牆を適当に補強しなければならない。 2 舷牆に設ける舷門及びその他の諸口は、船楼端からなるべく隔たった箇所に設けなければならない。	一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)
第 16 章 1606 放水口	第 16 章 1606 放水口	
1606 暴露甲板がブルワーク、又は、船楼及びブルワークで囲まれているときは、その部のブルワークには十分な放水口を設けなければならない。放水口の各舷における全面積は、上甲板及び低船尾楼甲板のブルワークに設けるものにあつては表 1601 により、その他の船楼甲板のブルワークにあつては同表に定めるものの 50%以上とし、かつ、それぞれの甲板の放水口はその全面積の 67%が船の中央寄りにあるように配置しなければならない。 2 ブルワークの放水口は甲板上なるべく低い位置に設けなければならない。 3 放水口の幅、又は、深さが 230mm を超える場合は、230mm 以下の間隔で放水口に棒鋼を取り付けなければならない。 4 放水口の扉は外開き式で、かつ、開かなくなる恐れがない構造のものとし、黄鋼製ブッシュを備えた堅牢な蝶番を付けなければならない。	1606 暴露甲板が舷牆、又は、船楼及び舷牆で囲まれているときは、その部の舷牆には十分な放水口を設けなければならない。放水口の各舷における全面積は、上甲板及び低船尾楼甲板の舷牆に設けるものにあつては表 1601 により、その他の船楼甲板の舷牆にあつては同表に定めるものの 50%以上とし、かつ、それぞれの甲板の放水口はその全面積の 67%が船の中央寄りにあるように配置しなければならない。 2 舷牆の放水口は甲板上なるべく低い位置に設けなければならない。 3 放水口の幅、又は、深さが 230mm を超える場合は、230mm 以下の間隔で放水口に棒鋼を取り付けなければならない。	一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)

改正後	現行	備考
らない。また、放水口の扉には止め金具を設けてはならない。	4 放水口の扉は外開き式で、かつ、開かなくなる恐れがない構造のものとし、黄銅製ブッシュを備えた堅牢な蝶番を付けなければならない。また、放水口の扉には止め金具を設けてはならない。	
5 着氷が想定される海域において運航するケーブタウン協定適用船における放水口用のカバー及び保護装置は、激しい着氷を防ぐため、容易に取り外すことが可能なものであること。		ケーブタウン協定第二章 第十四規則 (7)による改正
第 16 章 1607 釣台等	第 16 章 1607 釣台等	
1607 ブルワーク, 又は, 舷側に設ける釣台, 又は, 張出甲板は, 十分に排水できる構造としなければならない。	1607 舷牆, 又は, 舷側に設ける釣台, 又は, 張出甲板は, 十分に排水できる構造としなければならない。	一般名称に改正 (舷牆⇒ブルワーク)
第 16 章 第2節 丸窓	第 16 章 第2節 丸窓	ケーブタウン協定第二章 第十二規則により、丸窓のみならず角窓も含めた基準に改正
第 16 章 1609 装備箇所と丸窓の等級	第 16 章 1609 装備箇所と丸窓の等級	
<p>1609 上甲板が 1608 の平行に引いた線より上方にある船においては上甲板下及び低船尾楼に設ける丸窓は日本産業規格の A 級丸窓 B 級丸窓, 又は, これと同等以上のものでなければならない。</p> <p>2 蔽囲された船楼及び内部に上甲板下に通ずる開口がある甲板室の側壁及び前端壁, その他直接波浪の衝撃を受ける箇所に設ける丸窓は上甲板が 1608 の平行に引いた線より上方にある場合は日本産業規格の B 級丸窓 C 級丸窓(蝶番式内蓋付のもの)又は, これと同等以上のものとし, また, 上甲板が 1608 の平行に引いた線より下方にある場合は日本産業規格の A 級丸窓 B 級丸窓, 又は, これと同等以上のものでなければならない。</p>	<p>1609 上甲板が 1608 の平行に引いた線より上方にある船においては上甲板下及び低船尾楼に設ける丸窓は日本工業規格の B 級丸窓, 又は, これと同等以上のものでなければならない。</p> <p>2 蔽囲された船楼及び内部に上甲板下に通ずる開口がある甲板室の側壁及び前端壁, その他直接波浪の衝撃を受ける箇所に設ける丸窓は上甲板が 1608 の平行に引いた線より上方にある場合は日本工業規格の C 級丸窓(蝶番式内蓋付のもの)又は, これと同等以上のものとし, また, 上甲板が 1608 の平行に引いた線より下方にある場合は日本工業規格の B 級丸窓, 又は, これと同等以上のものでなければならない。</p>	規格名称の改正

改正後	現行	備考
<p>3 ケープタウン協定適用船にあっては、最高運航喫水線から上方に向かって1000mmより下方に取り付ける舷窓は固定型のものとする。</p>		<p>ケープタウン協定第二章 第十二規則 (3)による改正</p>
<p>4 ケープタウン協定適用船の操舵室の窓は、強化安全ガラス又はそれと同等以上の強度を有するものであること。</p>		<p>ケープタウン協定第二章 第十二規則 (5)による改正</p>
<p>第16章 1611 丸窓の保護</p> <p>1611 漁艇・漁具等が触れて損傷を受ける恐れがある箇所に設ける丸窓には、堅牢な格子を取り付けなければならない。</p> <p>2 ケープタウン協定適用船の天窓には、機械的損傷を防止するため、350mmを超えない間隔の堅牢な格子を取り付けなければならない。</p>	<p>第16章 1611 丸窓の保護</p> <p>1611 漁艇・漁具等が触れて損傷を受ける恐れがある箇所に設ける丸窓には、堅牢な格子を取り付けなければならない。</p>	<p>ケープタウン協定第六章 第一規則 (3)による改正</p>
<p>第17章 1703 材質</p> <p>1703 手用操舵機・操舵鎖及び導滑車は、日本産業規格に定められているもの、又は、これと同等以上の効力を有するものとしなければならない。</p>	<p>第17章 1703 材質</p> <p>1703 手用操舵機・操舵鎖及び導滑車は、日本工業規格に定められているもの、又は、これと同等以上の効力を有するものとしなければならない。</p>	<p>規格名称の改正</p>
<p>第18章 1804 材料</p> <p>1804 本章に規定する管・弁・コック・管取付金物及び管フランジは、日本産業規格に定められているもの、又は、これと同等以上の効力を有するものでなければならない。</p>	<p>第18章 1804 材料</p> <p>1804 本章に規定する管・弁・コック・管取付金物及び管フランジは、日本工業規格に定められているもの、又は、これと同等以上の効力を有するものでなければならない。</p>	<p>規格名称の改正</p>
<p>第18章 1806 ビルジ吸引管の径</p> <p>1806 各水密区画のビルジを吸引するビルジ支管の径は表1801による。ただし、ケープタウン協定適用船にあっては、ビルジ吸引管の内径は50mm未満としてはならない。</p>	<p>第18章 1806 ビルジ吸引管の径</p> <p>1806 各水密区画のビルジを吸引するビルジ支管の径は表1801による。</p>	<p>ケープタウン協定第四章B部 第十一規則 (2)(d)による改正</p>

改正後	現行	備考
<p>第 18 章 1818 船外に通ずる管</p> <p>1818 船外から海水を吸入する管及び船外へ排出する管には、弁、又は、コックを設けなければならない。この弁、又は、コックは容易に操作できる箇所に設け、かつ、外板に直接に取り付けるか、又は、外板に取り付けた座金・ディスタンスピース、若しくは、船体の一部を形成する海水箱に、これを取り付けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、L が 30 未満の船の計画満載吃水線より上方に開口がある船外排出管には、特に必要な場合を除き、弁、又は、コックは省略することができる。</p> <p>3 ケープタウン協定適用船の船外から海水を吸入する管及び船外へ排出する管に設ける弁、又は、コックについては、開閉状態を示す表示を備えること。</p>	<p>第 18 章 1818 船外に通ずる管</p> <p>1818 船外から海水を吸入する管及び船外へ排出する管には、弁、又は、コックを設けなければならない。この弁、又は、コックは容易に操作できる箇所に設け、かつ、外板に直接に取り付けるか、又は、外板に取り付けた座金・ディスタンスピース、若しくは、船体の一部を形成する海水箱に、これを取り付けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、L が 30 未満の船の計画満載吃水線より上方に開口がある船外排出管には、特に必要な場合を除き、弁、又は、コックは省略することができる。</p>	<p>ケープタウン協定第二章 第十三規則 (1)(2)による改正</p>
<p>第 18 章 1826 測深管</p> <p>3 測深管は常時近寄りやすい箇所に設け、かつ、計画満載吃水線より上方に達せしめなければならない。ただし、軸路又は機関室直下の二重底にあっては、油タンクに設ける測深管の場合には機関規則に定める要件にしたがって、ゲート弁を、その他の測深管の場合には管の端を近寄りやすい箇所にとめ、かつゲート弁、若しくは、取り外しができないネジ止め管頭を設ける場合は、測深管は計画満載吃水線より下方に止めることかできる。</p>	<p>第 18 章 1826 測深管</p> <p>3 測深管は常時近寄りやすい箇所に設け、かつ、計画満載吃水線より上方に達せしめなければならない。ただし、油タンクに設ける測深管の場合にはゲート弁を、その他の測深管の場合にはゲート弁、若しくは、取り外しができないネジ止め管頭を設ける場合は、測深管は計画満載吃水線より下方に止めることかできる。</p>	<p>船舶構造規則に合わせた改正</p>
<p>第 19 章 1903 溶接棒の材質</p> <p>1903 被覆アーク溶接棒は日本工業規格「軟鋼用被覆アーク溶接棒 Z 3211-1978」に規定されている D4301・D 4303・D4311・D 4313・D 4316・D 4324・D 4326・D4327・D4340 の種別のもの、で、同規格の試験に合格したものでなければならない。</p>	<p>第 19 章 1903 溶接棒の材質</p> <p>1903 被覆アーク溶接棒は日本工業規格「軟鋼用被覆アーク溶接棒 Z 3211-1978」に規定されている D4301・D 4303・D4311・D 4313・D 4316・D 4324・D 4326・D4327・D4340 の種別のもの、で、同規格の試験に合格したものでなければならない。</p>	<p>船舶構造規則に合わせた改正</p>

改正後	現行	備考																														
船舶構造規則「船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工法及び溶接材料の要件を定める告示」の定めるところによる。																																
第 19 章 1904 溶接工の資格	第 19 章 1904 溶接工の資格																															
<p>1904 船舶構造規則「溶接工の技りょうに関する試験の方法等を定める告示」の定めるところによる。</p> <p>溶接工は日本工業規格「溶接技術検定における試験方法並びにその判定基準 Z 3801-1979」に定める各種の試験に合格したものでなければならない。</p> <p>前項の試験に合格した溶接工は、試験の種類に応じ、次表に定める溶接姿勢及び材料以外の溶接工事に従事することはできない。</p>	<p>1904 溶接工は日本工業規格「溶接技術検定における試験方法並びにその判定基準 Z 3801-1979」に定める各種の試験に合格したものでなければならない。</p> <p>前項の試験に合格した溶接工は、試験の種類に応じ、次表に定める溶接姿勢及び材料以外の溶接工事に従事することはできない。</p>	船舶構造規則に合わせた改正																														
表 804 山形鋼による組立梁柱(十型)(2mm)	表 804 山形鋼による組立梁柱(十型)(2mm)																															
<table border="1" data-bbox="168 767 952 871"> <tr> <td rowspan="2">I</td> <td>W</td> <td>を超え</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>65</td> <td>70</td> </tr> </table>	I	W	を超え	45	50	55	60	65		以下	50	55	60	65	70	<table border="1" data-bbox="981 767 1704 871"> <tr> <td rowspan="2">I</td> <td>W</td> <td>を超え</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以下</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>85</td> <td>70</td> </tr> </table>	I	W	を超え	45	50	55	60	65		以下	50	55	60	85	70	現行鋼製漁船構造基準の誤記による改正
I		W	を超え	45	50	55	60	65																								
		以下	50	55	60	65	70																									
I	W	を超え	45	50	55	60	65																									
		以下	50	55	60	85	70																									

鋼製構造基準改正に係る検討会 設置要領

令和4年7月

(一社)海洋水産システム協会

1. 趣旨

2022年3月8日、「1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定の締結について国会の承認を求めるの件（決定）」が閣議決定され、国会での審議を通過し、国内法の整備が進められている。「鋼製漁船構造基準」においてもケープタウン協定の要件を担保するための改正を行うことを目的とする。

2. 組織

検討会の委員は、学識経験者、研究機関、関係団体、造船所をもって構成する。

3. 検討会の運営

検討会は、一般社団法人海洋水産システム協会が必要に応じて開催する。

議事進行は、一般社団法人海洋水産システム協会委員が行う。

4. 任期

委員の任期は、委員の承諾日から、事業完了年月日までとする。

5. 審議事項

「鋼製漁船構造基準」において、ケープタウン協定の要件を担保するための検討を行い、改正する。

6. 庶務

検討会の庶務は、一般社団法人海洋水産システム協会に事務局を設置し、実施する。

7. その他

この要領は、令和4年7月29日から実施する。

鋼製構造基準改正に係る検討会 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属および役職
梅田 直哉	大阪大学大学院工学研究科 教授
松田 秋彦	水産技術研究所 主幹研究員
入沢 真生	一般財団法人 日本海事協会 開発本部 機関開発部 主管
小山 博之	一般財団法人 日本海事協会 開発本部 船体開発部 主管
木戸浦 健敏	株式会社みらい造船 代表取締役社長
佐藤 則之	新潟造船株式会社 設計部 主管
小林 亮太	株式会社三保造船所 設計部 船体設計課長 兼 生産設計係長
福田 克治	株式会社ふくおか渡辺造船所 設計部 部長
平山 二郎	長崎造船株式会社 取締役設計部長
井筒 友彦	株式会社井筒造船所 常務取締役
三島 圭介	有限会社福島造船鉄工所 設計課 係長
森 高志	一般社団法人海洋水産システム協会 会長
平石 一夫	一般社団法人海洋水産システム協会 専務理事
遠山 敏和	一般社団法人海洋水産システム協会 設計部長

第1回 検討会

開催日時：令和4年7月29日（金）13：30～

開催場所：イオンコンパス（株）東京八重洲会議室 RoomB

東京都中央区京橋 1-1-6 越前屋ビル 4階

参加者：（順不同・敬称略）

氏名	所属及び役職	
（委員）		
梅田 直哉	大阪大学大学院工学研究科	教授
松田 秋彦	水産技術研究所	主幹研究員
入沢 真生	一般財団法人 日本海事協会	開発本部 機関開発部 主管
小山 博之	一般財団法人 日本海事協会	開発本部 船体開発部 主管
木戸浦 健敏	株式会社みらい造船	代表取締役社長
佐々木 慎悟	新潟造船株式会社	設計部 主任
小林 亮太	株式会社三保造船所	設計部 船体設計課長 兼 生産設計係長
井筒 友彦	株式会社井筒造船所	常務取締役
三島 圭介	有限会社福島造船鉄工所	設計課 係長
森 高志	海洋水産システム協会	会長
平石 一夫		専務理事
遠山 敏和		設計部長
（臨席）		
今村 智之	国土交通省	海事局検査測度課 船舶検査官
神崎 卓司		海事局安全政策課船舶安全基準室 主査
南 克弘	水産庁	増殖推進部研究指導課海洋技術室長
岡本 圭祐		増殖推進部研究指導課海洋技術室課長補佐
千原 光輝		増殖推進部研究指導課海洋技術室漁船国際専門官
水野 一穂		増殖推進部研究指導課海洋技術室指導係員
（事務局）		
味埜 敏郎	海洋水産システム協会	研究開発部兼設計部 技師
岩田 佳之		研究開発部兼設計部 技師

第2回 検討会

開催日時：令和4年10月25日（金）13：30～

開催場所：イオンコンパス（株）東京八重洲会議室 RoomB

東京都中央区京橋 1-1-6 越前屋ビル 4 階

参加者：（順不同・敬称略）

氏名	所属及び役職	
（委員）		
梅田 直哉	大阪大学大学院工学研究科	教授
松田 秋彦	水産技術研究所	主幹研究員
入沢 真生	一般財団法人 日本海事協会	開発本部 機関開発部 主管
小山 博之	一般財団法人 日本海事協会	開発本部 船体開発部 主管
木戸浦 健敏	株式会社みらい造船	代表取締役社長
佐々木 慎悟	新潟造船株式会社	設計部 主任
小林 亮太	株式会社三保造船所	設計部 船体設計課長 兼 生産設計係長
井筒 友彦	株式会社井筒造船所	常務取締役
福田 克治	株式会社ふくおか渡辺造船所	設計部 部長
三島 圭介	有限会社福島造船鉄工所	設計課 係長
森 高志	海洋水産システム協会	会長
平石 一夫		専務理事
遠山 敏和		設計部長
（臨席）		
児玉 敦文	国土交通省	海事局検査測度課 統括船舶検査官
神崎 卓司		海事局安全政策課船舶安全基準室 主査
南 克弘	水産庁	増殖推進部研究指導課海洋技術室長
岡本 圭祐		増殖推進部研究指導課海洋技術室課長補佐
千原 光輝		増殖推進部研究指導課海洋技術室漁船国際専門官
水野 一穂		増殖推進部研究指導課海洋技術室指導係員
（事務局）		
味埜 敏郎	海洋水産システム協会	研究開発部兼設計部 技師
岩田 佳之		研究開発部兼設計部 技師